

船舶事故調査報告書

平成28年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成27年5月21日 11時45分ごろ |
| 発生場所 | 山口県下関市彦島大橋西方沖 下関南風泊東防波堤灯台から真方位086° 1,500m付近 （概位 北緯33° 57.3′ 東経130° 53.9′） |
| 事故の概要 | 漁船大安丸は、東進中、プレジャーボートMILKY WAYは、漂泊中、両船が衝突した。 MILKY WAY は、船長が死亡し、船体に圧壊を生じ、また、大安丸は、船体に擦過傷を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成27年5月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 漁船 大安丸、4.5トン YG3-61279（漁船登録番号）、個人所有 10.99m (Lr) × 2.98m × 1.00m、FRP ディーゼル機関、180.20kW、昭和60年6月12日 第290-31223号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート MILKY WAY、5トン未満 291-34590山口、個人所有 5.86m (Lr) × 2.18m × 0.97m、FRP ディーゼル機関、36.78kW、平成6年8月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年12月8日 免許証交付日 平成23年12月9日 （平成28年12月8日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年7月14日 免許証交付日 平成23年7月15日 （平成28年7月14日まで有効） |
| 死傷者等 | A なし |

| | |
|--------|---|
| | B 死亡 1人（船長B） |
| 損傷 | A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に圧壊 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約18℃ |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年5月21日11時40分ごろ、下関市下関漁港（本港）に向けて下関漁港（南風泊分港）を出港した。</p> <p>船長Aは、下関南風泊東防波堤を通過してしばらくすると、左舷船首方に下関漁港（本港）に向かって約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進中の小型タンカー（以下「C船」という。）を認め、同船の航走波による揺れを避けるため、同船の後方約50mを追尾して航行する予定とし、約12knの速力で東進した。</p> <p>船長Aは、11時45分ごろ、C船の右舷船尾方約100mに接近し、ほぼC船の船尾方に差し掛かったとき、衝撃を感じて後方を振り返るとB船と海中に落ちた人が見えたので衝突したと思い、救助に向かった。</p> <p>船長Aは、本事故を海上保安庁に118番通報をした。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、彦島大橋西方沖で漂泊中に左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、搬送された病院で死亡が確認され、溺死と検案された。（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> |
| その他の事項 | <p>船長Aは、B船が、機関を運転状態とし、船首からシーアンカーを投入していることを衝突後に確認した。</p> <p>船長Aは、船長BをA船に引き揚げようとしたが、乾舷が高かったので、僚船が来るまで船長Bを掴んでいた。</p> <p>船長Bは、僚船に引き揚げられ、下関漁港（本港）に搬送され、救急車により病院に搬送された。</p> <p>船長Bは、膨張式のベスト型救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B 不明 A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、彦島大橋西方沖を東進中、船長Aが、左舷船首方を東進しているC船の船尾方に接近する際、C船の船尾方に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、C船の後方を追尾して航行する予定であったことから、C船の船尾方に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、彦島大橋西方沖において、シーアンカーを投入して漂泊</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>中、A船と衝突したものと考えられるが、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bは、溺死した。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、彦島大橋西方沖において、A船が東進中、B船がシーアンカーで漂泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の見張りを適切に行うこと。 |

付図1 事故発生経過概略図

